

那覇植物防疫事務所交渉（沖縄国家公務員労働組合那覇植防分会）

議 事 要 旨

1 開催日時：令和7年3月18日（火）17時55分から18時05分（10分）

2 場 所：那覇植物防疫事務所図書標本室

3 出席者：

那覇植物防疫事務所	青木 勇治	所長
同	佐藤 栄策	庶務課長
同	菊池 芳行	庶務課長補佐

那覇植防分会	要元 伸夫	委員長
同	渡瀬 拓実	副委員長
同	平良 洋二	書記長
同	金丸 俊司	執行委員
同	池城 隆明	執行委員
同	松井 淳	執行委員

4 議 題：那覇植防分会提出 別添「要求書」

5 議事概要

（佐藤庶務課長）

ただいまから、沖縄国家公務員労働組合那覇植防分会からの要求に基づく交渉を開始する。

なお、本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。

那覇植防分会から提出された要求事項のうち交渉事項とする事項は、

「六 労使関係について」

とし、その他の事項は、管理運営事項等に該当することから要望事項として整理しているので、これを前提として交渉を行う。

それでは、青木所長より回答する。

（青木所長）

六について、労使関係については、これまでどおり健全かつ良好という点を維持しつつ、今後とも適切に対応してまいりたい。

（要元委員長）

回答ありがとうございました。引き続きご尽力いただきたい。

(青木所長)

承知しました。

(佐藤庶務課長)

以上をもって那覇植防分会の要求に基づく交渉を終了する。

以 上

2025年2月19日

那覇植物防疫事務所
所 長 青木 勇治 殿

沖縄非現業国家公務員労働組合那覇植防分会
執行委員長 要元 伸夫

要 求 書

当分会組合員の職場要求を別紙のとおりとりまとめたので提出します。
これらは全組合員の切実なる要求であるので、早期に解決されることを
要求します。
なお、回答に当たっては、3月19日までに書面をもって行うよう要求し
ます。

2025 那覇植防分会春闘要求書

一 職場環境及び業務の改善等について

- 1 テレワークの実施場所については状況に応じて柔軟に対応すること。

二 処遇改善について

- 1 再任用職員に赴任旅費、諸手当(扶養手当、住居手当、特地勤務手当等)の支給を行うこと。

三 職員の外国出張について

- 1 今年の外国出張の予定について最新の情報を提供すること。
- 2 海外研修・外国出張については、特定の班に偏りが生じないように配慮するとともに、長期出張時には業務上のバランスを考慮すること。

四 人事異動について

- 1 人事異動は発令日1ヶ月前までに内示を行い、また、内示日を全職員に対して周知すること。
- 2 人事異動は本人の希望を最大限尊重し、強制的な異動は行わないこと。

五 労働協議に関することについて

- 1 植物検疫制度等の見直しや新たな業務などの発生による労働条件・職場環境の変更が予想される場合には、事前に労働組合と協議すること。

六 労使関係について

- 1 労使関係については、今後も労働組合と十分な協議を行い、一方的な改変は行わないこと。